

社会福祉法人みくに会

丸子ベビー保育園

重要事項説明書

令和 7 年度

丸子ベビー保育園の概要

(設置主体)

社会福祉法人 みくに会

(施設主体)

社会福祉法人 みくに会 丸子ベビー保育園

理事 6名、監事 2名 評議員 7名 が運営

(設立年月日)

昭和 57 年 2 月 1 日

(所在地)

〒146-0092 大田区下丸子 3-21-17 東急 多摩川線 下丸子駅 徒歩 5 分

TEL 3756-0469 FAX 3759-2771

(沿革)

本園は、丸子託児所（定員 18 名・下丸子 3-1 3-2 2）として昭和 34 年 4 月に小宮ナツが創立。助産婦・大田区議会議員として福祉に関わる中、子どもを預ける施設がなく困っているとの声に応え、丸子託児所を開設、昭和 45 年に 30 名に定員を増やす。その後、大田区からの要望があり認可を受けて、昭和 57 年 4 月に社会福祉法人みくに会丸子ベビー保育園として開設、令和 6 年度に改装と定員変更を行う。



(園児定員) ・生後 43 日～就学前までの乳幼児を保育しています。 ※3・4・5 歳児は合同クラスとなります。

0 歳児 たんぽぽ組	1 歳児 すみれ組	2 歳児 れんげ組	3・4・5 歳児 つくし組	計
10	10	10	10/10/10	60

(職員構成) ※令和 7 年 4 月現在

常勤職員							非常勤職員				派遣	合計
園長	保育士	栄養士	看護師	事務	用務	合計	嘱託医	保育士	調理師	合計		
1	13	3	1	1	1	20	2	5	1	9	2	31

(保育時間)

開所時間 7:15 ~ 19:15 (延長保育 18:15~19:15)

保護者の勤務状況により、園長と相談の上決めます。なお保育時間は、個人によって違います。

延長保育は別途申請が必要となり、料金が発生します。(詳しくは 5~6 ページをご覧ください)

(休園日)

日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日~1月3日)

非常災害(地震や台風等)又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園をすることがあります。

(構造)

(本園舎)鉄筋コンクリート造 3 階建 1~2 階部 (保育室・給食室・事務室・2 階園庭)

(仮園舎)鉄筋コンクリート造 6 階建 2 階部 (保育室・給食室・医務室・事務室)

(施設状況)

(本園舎)・建設面積: 385.15 m² ・園庭: 97.17 m² ・冷暖房: 全室完備

以下の(1)～(5)の事項について、同意書が必要となります。別紙「同意書一覧」に記載し、ご提出下さい。

(1) 入園に係る重要事項説明書等(区条例第37号第5条第1項に規定する書面)の電磁的方法による交付に関する同意書

- ・重要事項説明は、当園ホームページ「公開情報」にて公開となりますことをご理解ください。

(2) 個人情報使用説明同意書

- ・児童及びその保護者に係る個人情報の使用について、本説明書「個人情報の取り扱いについて」(11, 12 ページ)の内容に沿って、目的のために個人情報を必要最小限の範囲内において使用いたします。

(3) ホームページ内写真等の掲載に関する同意書

- ・ホームページ内での写真等掲載について、園での活動を紹介することは、保育園での様子を、保護者の方々のみならず、地域の方々や今後入園を検討されている保護者の方々など、より多くの方々に園を知っていただく機会となります。ホームページ内で、**個人が特定されないよう配慮した**園児の写真や作品を掲載する趣旨をご理解ください。ご同意いただけない場合、お子さんの写真は掲載いたしません。

(4) 園の活動写真販売のためのルクミーフォト画像データ提供同意書

- ・園で撮影したお子様の写真をパソコン・スマートフォンから閲覧・ご購入いただける『ルクミーフォト』を利用しています。サービスのご利用ならびに写真の閲覧・購入についてご理解ください。
- ・ご同意いただけない場合は、閲覧、ご購入が出来ません。お子様が写りこまないように配慮致しますが、クラス全体または園全体での活動時は写ってしまいますので、予めご了承下さい。

(5) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度加入同意書

- ・万が一の事故に備え掛金全額区負担で園児全員が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しております。共済については本説明書 16 ページ又は別紙説明一覧をご確認ください。

(6) 重要事項説明同意書

- ・重要事項説明会又は説明会動画の視聴により、重要事項についての説明を受け、内容についてご理解いただき、ご同意ください。
- ・**(6)の事項に関しまして、ご同意いただけない場合は、入園ができません。**ご不明な点がございましたら、園長まで申し出ください。

大田区では以下の通り保育時間が決められております。各自の保育時間は個別調整となっています。

（育児休業中の保育時間について）

育児休業に切り替わる方は事務所までお知らせください。保育時間は 8 時間以内でご相談ください。

（3）保育時間

保育時間は、認定された保育の必要量の範囲で保護者の就労時間、通勤時間やお子様の状況等を踏まえて決まります。保育の必要量は、最長で保育園等を利用することができる時間であり、そのままお子様の保育時間となるわけではありません。実際の保育時間は、認定された保育の必要量の範囲内で、保護者とお子様の状況などを踏まえて、在園している保育園と個別調整となります。

※育児休業中の保育の利用時間は、開園時間内の最長8時間を原則とします（産休中の方はこの限りではありません）。これを超える場合は、保育園にご相談ください。なお、育児休業取得を機に教育・保育給付認定における保育標準時間、保育短時間が自動で切り替わることはありません。

※入所直後は、集団生活に無理なく慣れていけるように短い時間でのお預かりとなります。徐々に通常の時間に移行していきますのでご了承ください。なお、勤務等で短い時間でのお預かりが困難である方は園にご相談ください。

『令和 7 年度版 入園申込みのしおり』より 教育・保育給付認定について(3) 保育時間(6 ページ)

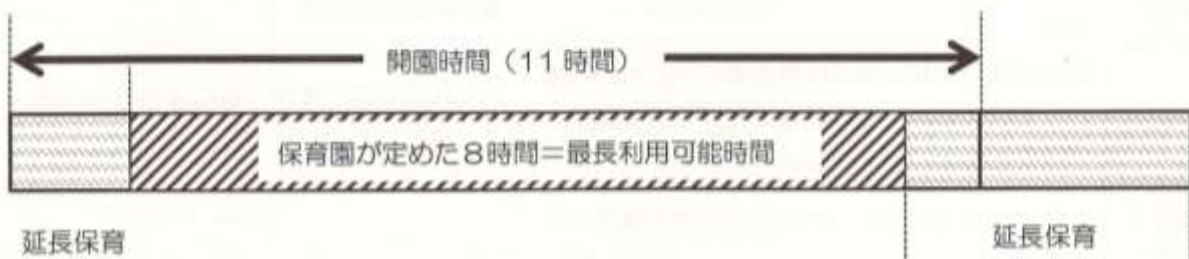
（保育短時間について）

- ・ 保育短時間に切り替わる方は必ず事務所までお知らせください。
- ・ 当園の標準時間は、**9：00～17：00** となっております。
- ・ 8時間を超えた場合は、1 時間ごとに、スポット延長料金と同額の保育料がかかります。
(例：17:00→18:15 の場合、2 時間分の保育料がかかります)
- ・ 保育短時間の場合、延長保育(18:15～19:15)のご利用はできません。

〈保育短時間〉

保育園が定めた 8 時間を常に超えない時間が保育時間となります。急な残業等の理由で 8 時間を超えての保育が必要な場合は、延長保育料がかかります。

※保育園が定めた 8 時間は、各保育園によって異なります。保育短時間を利用する際は必ず園にご確認ください。



『令和 7 年度版 入園申込みのしおり』より 教育・保育給付認定について(3) 保育時間(6 ページ)

(延長保育について)

① 利用対象

利用月の 1 日現在、生後 57 日以上で、延長保育に適應できる保育標準時間認定を受けている在園児で、勤務の都合で午後 6 時 15 分までのお迎えに間に合わない世帯。

② 利用時間

午後 6 時 15 分から午後 7 時 15 分

③ 実施日

月曜から土曜日まで(祝祭日を除く)

④ 利用料金 ※日数に関係なく以下の料金となります。日割りはありません。

階層区分	延長保育月額 (0 歳児/1 歳児/2 歳児クラス)	延長保育月額 (3 歳児以上クラス)	スポット延長保育 (1 回あたり)	補食費 (1 回あたり)
A	0 円		500 円	200 円
B				
C1~C6	2,000 円	2,000 円		
C7~C17	3,000 円	2,500 円		
C18~C27	5,000 円	4,000 円		

⑤ 食事

補食を提供します。

⑥ 定員

10 人 (0 歳児及び 0 歳児クラス 3 人、1 歳児クラス以上 7 人(内 1 歳児クラスは 5 人まで))

⑦ 支払方法

通常の保育料とは別ですので、園に直接お支払いください。月極延長料金は、請求書に添付致します集金袋で実施月の前月末日までに事務所にお渡しください。2 人目のお子さんの延長保育料も 1 人目のお子さんと同額です。月極延長料金には、補食費は含まれています

⑧ 申し込み方法

利用月の前月 25 日(当日が休み明けの日)までに、「延長保育申込書」と就労証明書(区提出の就労証明書コピーを添付)を添えて事務所にご提出ください。

スポット延長利用を希望する場合は、前週木曜日までに「スポット延長申込書」をご提出ください。(当日申し込みも可能です。お電話での申し込みも可能)

※月極延長保育及びスポット延長保育共に定員があり、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

⑨ 延長保育の解除

延長保育の必要がなくなり、辞退する場合は、前月 25 日までに、延長保育辞退届を園に提出してください。

※「延長保育申込書」「スポット延長申込書」「延長保育辞退届」は保育園にあります。丸子ベビー保育園 HP『ダウンロード』からもダウンロードできます。

⑩ お迎え時間に遅れた場合の取り扱いについて

- (1) 延長保育、スポット延長保育の利用者以外の方で、お迎えが午後 6 時 15 分を過ぎた場合(土曜日も含む)は、お子さん 1 人につき、スポット延長保育料金を徴収させていただきます。なお、午後 6 時 30 分を過ぎましたら、補食費 200 円がかかります。
- (2) 延長保育、スポット延長保育の利用者の方で、お迎えが申込みされた延長保育時間、スポット延長保育時間を過ぎた場合は、お子さん 1 人につき、スポット延長料金を徴収させていただきます。なお、上記の(1)(2)において、A 階層、B 階層の場合でも徴収させていただきます。
- (3) 公共の交通機関の遅延による場合は、「補食」の提供はありませんが「遅延証明」の提出(後日の提出でも可)があれば、スポット延長保育料金はかかりません。

⑪ お約束

通常の保育料や延長保育料が未納の場合、延長保育の利用ができなくなることがあります。特別な理由もなく、請求書に従った利用料をお支払いいただけなかった場合、スポット延長保育および延長保育をご利用いただけなくなります。

(その他の保育時間についての注意事項)

① お休みされる場合

体調不良や家庭保育などでお休みされる場合、「はぐくむ保育」の『お休み連絡』にご登録ください。

当日急に遅刻される場合は、保育園までお電話でお知らせください。

連絡をいただいておらず 9:20 までにご登園がない場合、「さくら連絡網」又はお電話で登園確認をいたします。安全管理上、必ずご連絡いただきますようお願いいたします。

② 遅れて登園される場合

- ・衛生管理上、以下の時間を過ぎた場合は食事の提供ができませんので、食事を済ませてからご登園ください。

(離乳食) 午前 10:30、午後 2:30 ※ミルクの提供のみとなります。

(給食) たんぽぽ/すみれ/れんげ組 11:00、 つくし組 11:30

- ・登園されるお時間によっては、散歩などの都合上、一時的にほかのクラスでお預かりする場合があります。

③ お仕事がお休みの場合

お仕事がお休みの場合でも、お預かりができますが、ご家庭で過ごす時間も大切と考えています。

保育時間は 9:00～16:00 となりますが、その前後で保育が必要な場合は、事務所までご相談ください。

（保育の目標）

- ・命を大切に明るく元気な子
- ・いたわりの気持ちをもつやさしい子

（保育方針）

- 1、乳幼児の健全な保育をめざして努力します。
- 2、児童福祉法第24条によって入園選考された、0歳児（生後43日以上）より、5歳児まで60名の乳幼児を保育します。
- 3、職員一同、よりよい保育をめざし保護者や理事者と共に意見の交流をはかります。

（統合保育）

大田区では「心身に障害等を有する児童」「集団保育を行う上で特別な支援を必要とする児童」を要支援児といいます。要支援児とそれ以外の児童を集団で保育することを統合保育といいます。当園では統合保育を行っています。

（巡回相談）

心身の発達上で気にかかるお子さんについては、保護者の承諾を得たうえで心理士等の専門家による巡回相談を行い、助言・指導を受けながら保育を実施しています。巡回相談日は、保護者も参加できます。

（虐待防止等の措置について）

入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他の必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関への通告等を行うほか、関係機関と連携し、必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。

【関係法令】 児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかにこれを市区町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市区町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通報しなければならない。

虐待には、次の4つがあります。（児童虐待防止法に規定）

- ・身体的虐待・・・殴る。蹴る。突き飛ばす。たばこの火などを押し付ける。熱湯をかける。首を絞める。
戸外に締め出す。閉じ込める。縛り付ける。など
- ・心理的虐待・・・ひどい言葉を浴びせる。罵倒する。脅す。無視する。きょうだいと差別する。配偶者に暴力や暴言。きょうだいに対する虐待など。子どものいる家庭においてDVが行われた場合、子どもは著しい精神的負担を重ねることになるため、子どもが目撃するか否かにかわらず心理的虐待として対応する。
- ・性的虐待・・・性交。性的行為。性器や性交を見せる。ポルノ写真を撮る。入浴やトイレを覗く。など
- ・ネグレクト・・・遺棄、置き去り。食事を与えない。衣服を長時間不潔なままにする。病気でも受診させない。
登園・登校させない。同居者等が虐待を行っていることを放置する。など

※児童虐待防止マニュアルより抜粋

（戸外活動について）

当園では、安全に留意し、『歩き方マニュアル』『散歩マニュアル』『散歩マップ』に沿って決められたルートに従い散歩に出ています。公園内の固定遊具使用について、滑り台やブランコなどの固定遊具は、大田区の指導により『年齢表示シール』の対象年齢に沿って使用しています。『3歳～6歳(12歳)』の表示のあるものは、3歳未満児は使用できないため、0・1・2歳児クラスは使用していません。表示のないものは、行政に確認・調査しています。

（第三者評価受審）

保育園にかかる第三者評価(自己評価)を3年に一回受審し、その結果を公表しています。

（地域子育て支援事業）

地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、出産を迎える親の体験学習、保育園体験、応急手当講座等の地域子育て支援事業を実施しています。

（年間行事予定） ※詳細は令和7年度行事予定をご確認ください

	行事	保健行事
4月	★ 入園式	
5月	★懇談会	・春の定期健康診断 ・年長児プラークテスト
6月	★保育参加、個人面談	・歯科検診
7月	・七夕会 ・水遊び開始	
8月	・水遊び終了	
9月	・防災訓練	
10月	★つくし組親子芋ほり遠足	・秋の定期健康診断 ・視力検査
11月	★運動会	
12月	・つくし組クッキー作り	
1月	・つくし組料理作り	・年中・年長児プラークテスト ・年中・年長児尿検査
2月	・豆まき ★子ども発表会	・歯科検診
3月	★年長児卒園式 ・年長児ケーキ作り	
毎月実施	・避難訓練	・回診（月2回） ・身体測定 ・衛生検査

※上記の★印のある行事は保護者参加行事または保護者対象行事です。

(一日の生活の内容(デイリープログラム))

児童の発達・年齢に応じた指導計画に基づき、保育を行っています。また、その日の体調や状況に応じて、個々に対応しています。ご家庭との連携のもと、健康・安全に配慮した保育を心掛けています。

0 歳児		1 歳児	2 ～ 5 歳児
1 歳未満	1 歳以上		
7:15 保育開始 順次登園 視診 あそび	7:15 保育開始 順次登園 視診 水分補給	7:15 保育開始 順次登園 視診 水分補給	7:15 保育開始 順次登園 視診 水分補給
	9:20 朝の会	9:30 朝の会	9:30 朝の会
10:30 離乳食・授乳 午前寝 あそび	10:00 主な活動 戸外活動(園庭・散歩) 室内活動(体操・製作等)	10:00 主な活動 戸外活動(園庭・散歩) 室内活動(体操・製作等)	10:00 主な活動 戸外活動(園庭・散歩) 室内活動(体操・製作等)
13:30 目覚め 検温	11:00 給食	11:00 給食 歯磨き	11:30 給食 歯磨き
14:30 離乳食・授乳 あそび 	12:00 昼寝	12:30 昼寝	13:00 昼寝
15:00 午後寝	14:00 目覚め 検温	14:30 目覚め 検温	14:30 目覚め 検温
	14:30 おやつ あそび	15:00 おやつ あそび	15:00 おやつ あそび
	16:30 水分補給 順次降園	16:30 水分補給 順次降園	16:30 水分補給 順次降園
18:15 延長保育開始	18:15 延長保育開始	18:15 延長保育開始	18:15 延長保育開始
19:15 保育終了	19:15 保育終了	19:15 保育終了	19:15 保育終了

※排泄は適宜行います。

（登園時の注意）

- (1) 送り迎えは原則として保護者、又は引き渡しカードに記載のある方(満 18 歳以上)があたり、職員との受け渡しをきちんとして下さい。
- (2) 保育の活動上、9 時 20 分までにはご登園ください。
- (3) 貴重品・玩具・食べ物の、保育室への持ち込みはできません。食べながらの登降園はやめましょう。
- (4) 登降園時には、事故にあわないようにお子さんから目を離さないで下さい。

（連絡方法等のお願い）

- (1) 体の異常や注意を要することなどは、必ず受け入れの保育士に伝えて下さい。連絡帳にも記載ください。
- (2) 保護者の連絡先は、いつも明確にしておいて下さい。(出張、研修先などもお知らせください)
- (3) 欠席が 3 か月以上の場合は、休園届を園に提出お願いします。

（自転車を利用される方へ）

- (1) 自転車のかごやバギーなどに、貴重品を入れたままにしないで下さい。
- (2) お子さんにはヘルメット等、安全対策を講じてください。
- (3) 自転車は、お預かりできません。
- (4) 通行の妨げにならない様にご注意ください。

（ベビーカーを利用される方へ）

- (1) 0 歳児の方を優先させて頂いております。歩ける大きなお子さんは、歩いてご登園下さい。
- (2) ベビーカー置き場にたたんで置いてください。
- (3) 必ず名前をつけてください。

（自動車での登園について）

当園周辺は道路幅が狭い住宅街ですので、路上駐車や路上待機はおやめ下さい。特に下記の行為は絶対におやめ下さるようお願いいたします。

- (1) 保育園への車寄せ(タクシー含む)
- (2) 近隣住宅前での駐車・乗り降り・乗車待機
- (3) 他人の敷地や駐車場等への乗り入れ

※事故やレッカー移動等があった場合でも当園は一切責任を負いません。

※事務所前の駐車場は、搬入業者専用のため駐停車できません。

遠方からお越しの方でやむを得ず自動車で登降園される場合は、近隣コインパーキングをご利用ください。

（降園のお願い）

- (1) 私用、買い物はお子さんを迎えたあとからにして下さい。
- (2) 安全な道順を決めて、毎日同じ道を通りましょう。

（おねがい）

- (1) 掲示物、連絡帳は毎日ご覧になって下さい。園からのたより、配信も必ず読んで下さい。
- (2) 持ち物は指示のあったものを準備し、記入はひとつずつ分かりやすい字で大きくはっきりとつけて下さい。記名のないものは『まいごボックス』に入れさせていただきますので次回からご記名ください。
- (3) 園から借りた衣類は、洗って担任までお手渡しください。
- (4) 毎日入浴し、髪の毛はいつもさっぱりと短めにしましょう。また、手や足の爪も清潔にしましょう。

丸子ベビー保育園 プライバシーポリシー

1. 個人情報保護法とは…個人情報の定義…

氏名・生年月日・その他の記述により特定の個人を識別することができるものです。他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。「個人に関する情報」とは、氏名・性別・生年月日・住所・本籍・国籍・親族関係など、戸籍記載事項のほか、心身の状況・思想・信条・宗教・職歴・学歴・成績・所得・財産の状況、その他一切の個人に関する情報を言います。

2. 個人情報の収集について

個人の情報を収集する際には、利用目的を明確にした上で、目的達成のため必要最小限の範囲内で収集を行います。（入園時の児童票など）原則、本人から直接収集いたします。

3. 個人情報の管理について

個人情報は正確かつ最新の状態に保つよう努めます。また、漏えいがないよう適切な措置をとります。個人情報を保有する必要がなくなったら、速やかに消去、廃棄します。

4. 個人情報の目的外利用・外部提供

目的外利用は、原則禁止されています。また、目的以外の組織の第三者への外部提供も原則禁止されています。

【保育園では…】

目的外利用、外部提供は原則されませんが、目的の範囲内での利用をすることもあります。

例）情報の一括管理、事故報告書の記録・保存・保育システムの登録情報管理等。

緊急時において、病院その他関係機関に対して、必要な情報提供を行うこと。

他の保育所等へ転園する場合や、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

【その他個人情報の利用・提供の例】

「写真、その他、個人情報の園内での掲示等について」

保育園では、写真撮影をして写真トピックスやクラスだより等で園内に掲示したり保護者会等においてご覧いただくことがあります。

また、ホームページ内での写真等掲載について、園での活動を紹介することは、保育園での様子を、保護者の方々のみならず、地域の方々や今後入園を検討されている保護者の方々など、より多くの方々に園を知っていただく機会となります。ホームページ内で、個人が特定されないよう配慮した園児の写真や作品を掲載する趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

「保育所児童保育要録」

園児の就学に際し、こどもの育ちを支えるための資料として「保育要録」を作成し、就学先の小学校に送付いたします。

5. 保有個人情報の開示、訂正、利用停止の請求

保育園が保有している個人情報について、開示 訂正、利用停止を請求することができます。詳細は保育園までお問い合わせください。

※保護者の皆様へのお願い

- ・保育園行事などの際に個人で撮影したビデオや写真などを、外部への提供やインターネット（ブログや動画サイトなど）に投稿される場合は、映っている人が特定されないようにして下さい。
- ・保育活動中の撮影は園内外共にお断りしています。また、園舎内は撮影禁止です。ただし、運動会・発表会・親子遠足の撮影は可能です。

退園について

- (1) 事情により、退園・転園する場合は、事前に申し出て下さい。
- (2) 届出用紙を、園・大田区保育サービス課に必ず提出して下さい。

実費徴収金について

- (1)大田区では制度上、一定の範囲内で各園の判断で実費徴収が認められております。

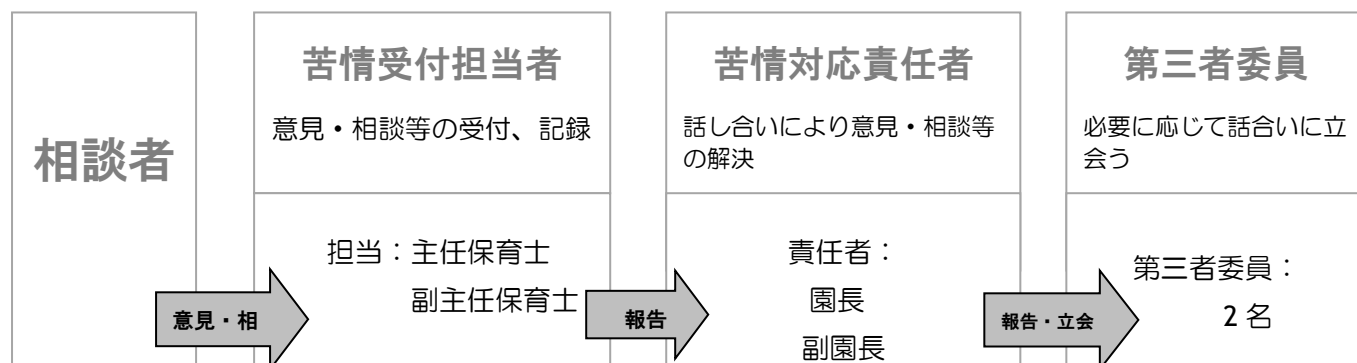
当園では、3・4・5歳児親子遠足にてご参加される保護者の方の施設利用料(入園料等)・バス代金等については 実費徴収となります。（園児施設利用料及びバス代金は保育園負担となります）徴収額の詳細につきましては、ホームページにて公表しておりますのでご参照ください。

- (2)区外からお越しのご家庭は、お住いの自治体の副食費に関する取扱いによっては、園で実費相当額を徴収する場合があります

- (3)延長保育利用 又は保育短時間のスポット延長利用時には、別途保育料がかかります。詳しくは、5～6ページの『延長保育について』をご確認ください。

苦情対応

社会福祉法人みくに会では、社会福祉法 第82条 に基づき、以下のような手順で苦情対応しています。



第三者委員及び担当者名は、入園後別途お知らせ致します。保育園にも掲示があります。

(区市町村の相談・苦情受付窓口)

- ・大田区 こども家庭部 保育サービス課 管理係 03-5744-1279 (直通)
- ・広聴広報課 福祉オンブズマン担当 03-5744-1130

(不適切保育等に関する自治体相談窓口)

- ・大田区 こども家庭部 保育サービス課 保育サービス基盤担当 電話：03-5744-1727
Fax：03-5744-1715

嘱託医

(井出内科クリニック)

〒146-0092 東京都大田区下丸子 3-13-11 多摩サンドエル 1 階

☎ 03-3757-2484

(診療時間) 8:30~12:30、 16:00~19:00

土曜 8:30~12:30 15:00~17:00

(休 診) 木曜、日曜、祝祭日

(山口歯科)

〒146-0092 東京都大田区下丸子 3-8-17

☎ 03-3750-4180

(診療時間) 9:00~13:00、 14:30~19:00 (金曜日のみ 18:00 まで)

(休 診) 土曜、日曜、祝祭日

（緊急時のお願い）

緊急時は園より『さくら連絡網』でご連絡いたしますが、通信の混乱・遅延が予想されます。**震度 5 以上の地震の発生、警戒宣言発令の場合**は、安全に留意しながらすみやかなお迎えをお願いいたします。（なお、登録いただいた方のみの連絡となります。）

（引き渡しカード記入のお願い）

引き渡しカードは、毎日のお迎えや警戒宣言発令時などの緊急時に、園児の安全を守るために必要なものです。記載のない方への引き渡しはできませんので、提出にご協力ください。

（園内の避難手順）

毎月 1 回、入所児童・職員の避難訓練を実施しています。水害、緊急地震速報による地震、大地震等、さまざまな場面を想定した避難マニュアルを作成し、それに沿った実地訓練を行っています。また、緊急地震速報装置の導入及びその子機を全クラスに設置しております。

災害発生

- ①非常ベルが鳴る。
- ②マイク放送を聞く。
- ③各クラス保育室内の危険物のない所に子どもを集め、防災頭巾・ヘルメットをかぶり避難靴着用、待機。
- ④出席簿（緊急連絡簿）、避難用リュックを用意。
- ⑤人数確認。

地震のとき

- ⑥窓を開けてカーテンを閉める。
- ⑦揺れが落ち着いたら放送の指示により全クラス各避難場所に避難する。
人数確認、報告。
- ⑧余震等情報を確認し、放送の指示に従う。園外避難は被害の状況により決められた場所へ避難する。

火災のとき

- ⑥窓を閉めてカーテンを開ける。
- ⑦放送の指示により各避難場所に避難する。
※園内から発生→火元の反対側より安全な場所へ避難する。
※前の家から発生→滑り台側へ避難。緊急時は滑り台側の玄関を開け避難する。人数確認。
※隣家から発生→正面玄関から駐輪場に避難。
0 歳児は階段を使用。人数確認。

水害のとき

- ⑥窓を閉め、電気・電源を切る。
- ⑦放送の指示により全クラス 0 歳児保育室に避難する。人数確認、報告。
- ⑧クラスごとに待機。情報・状況等確認し、指示に従う。

園外活動時の場合（公園への散歩等）

- ①揺れを感じたら安全な場所へ子どもを集める。人数確認。避難用旗（目印）を出して待機。
- ②園内にいる職員は、防災頭巾やサークル車、おんぶ紐等を持参し各所に応援に向かう。
- ③人数、状況の報告。事務所からの指示に従い園に戻る。
- ④状況により全クラス 3～5 歳児保育室または駐輪場に避難する。人数確認、報告。

※大規模災害時の園外避難の場合は、13 ページ『園外の避難手順』および懇談会等で保護者の方々に周知した手順に沿って避難します。

※実際の災害時は状況により手順が異なる場合があります。

(園外の避難手順)

園では消防計画として、園児の安全を確保するため下記の避難場所を決めています。園外避難の場合は、移動場所を示した看板を園に立ててあります。被害の状況により、変わる場合があります。周囲の状況、区や警察からの情報に十分ご注意ください。

避難場所		避難先
第一避難場所	避難所や避難場所へ避難する為の集結地	天祖神社（タコ公園）
第二避難場所		下丸子公園グラウンド
避難所	焼失・倒壊で住む家を失った場合など	矢口西小学校
広域避難所	火災の延焼・拡大の危険がある時	多摩川ガス橋一帯
水害時避難場所	河川の決壊があった時	高台の区の施設



※道順は上記のように決まっていますが、周囲の状況により変わる場合があります。

(災害時等の食事提供について)

保育園では、災害時の備えとして食品を備蓄してあります。提供食品の詳細については、保育園ホームページ→『ダウンロード』→『備蓄食品』にてご確認ください。災害時以外にも、台風や大雪等で急に食材の搬入がない場合や、調理従事者の急病等で、急遽使用する場合があります。

（台風等自然災害時について）

保育園では、避難情報（災害対策基本法（災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第号）：5月10日公布、5月20日施行）に基づき、各市町村長が発令）に沿って行動します。



（警戒レベル2発令）

→保育中に発令された場合、避難開始となります。
保護者の方は、安全に留意して、お迎えをお願いします。

（警戒レベル3 高齢者等避難 発令）

→保育園は休園となります。

※その他大田区からの情報、指示によって休園になる場合もあります。

※大田区では、「大田区防災ポータルサイト」にて避難情報が確認できます。子どもの安全にそなえ、ご家庭で情報収集をお願いします。

賠償責任保険等の加入

当園では、日頃から安全な保育を心がけておりますが、万が一の事故に備え掛金全額区負担で園児全員が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しております。保育園で保育を受けている時及び通常の経路で登降園中のけが等保育園の管理下で起こった災害により、医療機関等を受診した場合に同制度で定められた災害共済給付金が支給されます。詳しい説明は別紙「説明一覧」にありますのでご確認ください。

保育園は、免疫力が未熟な子どもたちが集団で長時間生活をする場です。病気がうつりやすい環境にあることをご理解いただき、感染拡大予防にご協力をお願いします。

- ① 毎朝、お子さんの健康観察（視診）をさせて頂いています。ご自宅で体調に変化があった場合は、登園時に保育士にお伝えください。
- ② 健康個人票のご記入をお願いします。緊急時の連絡をする場合がありますので、必ず取れる電話番号を4名様分ご記入ください。仕事での外出や連絡先の変更がありましたら、日々お知らせください。
- ③ 保育中の体調の変化は、保護者の方へお知らせいたします。経過を見ている場合は、基本的には『さくら連絡網』にてお知らせいたしますので、随時確認をお願いします。急な変化に関しましては、『健康個人票』に記載されている①から順に、電話連絡をさせていただきます。
- ④ お薬はお預かりしておりません。ただし、慢性疾患の方や、緊急時使用薬の預かりの必要な方は、ご相談ください。

ホクナリンテープ（ツロブテロールテープ）を貼って登園される場合は、テープに名前を記入し、担任に必ず貼っている場所をお伝えください。保育中に剥がれてしまわないように、サージカルテープで固定させていただきます。剥がれてしまった場合は、貼り直しをいたしません。

シールタイプの「虫よけ」・「かゆみ止め」を貼っての登園はお控えください。
子どもの誤飲防止の為です。登降園時にご使用になる場合は、保護者の方の管理下でお願いします。

- ⑤ 予防接種を受けたときは、予防接種カードにて知らせてください。未接種の場合や、接種の適正な時期など、ご連絡することがあります。（年に数回返却しますので、記入をしてお持ちください）
- ⑥ ご本人及びご家族が、感染症にかかった場合は、園にお知らせ下さい。感染症については、子ども家庭庁が定める『保育所における感染症対策ガイドライン』をもとに対応します。集団生活の場ですので、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み（手洗い、流行時や流行が疑われる時の消毒、流行時のマスク着用等）は常にしています。感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等をお願いします。登園届が必要な疾患もあります。詳しくは、本誌最後のページをご覧ください。登園届は、ホームページからもダウンロードできます。

⑦ 発熱について

自宅での朝の検温を平熱とし、それよりも1℃高い場合は発熱と考え、ご連絡をいたします。お迎えや受診のご準備をお願いいたします。経過を見ている場合も、さくら連絡網等でご連絡します。

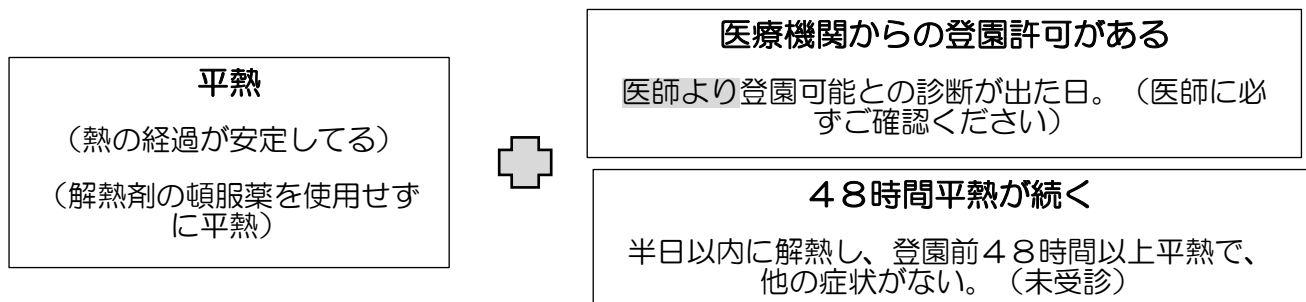
保育園では、非接触体温計も使用しますが、他に気になる体調の変化がある時や、平熱より高めの測定値が出た時は、腋窩体温計で測りなおします。

測り間違いがないように、2～3本の体温計を使用することもあります。

10分間脇の下にはさみ実測を測定することもあります。

※発熱だけが体調の目安ではありません。平熱であっても、他の症状があり、保育できないと判断した場合は、ご連絡いたします。

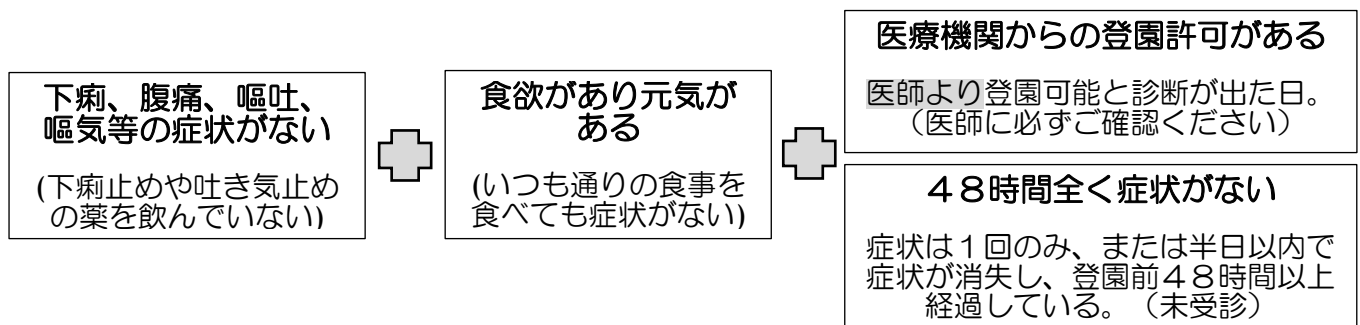
●発熱後の登園の時期（下記の項目を満たしていること）



⑧ 下痢・嘔吐について

下痢便がある場合、また嘔吐があった場合はご連絡します。発熱をしていなくても、特に乳児の場合は感染力が強く、クラスでの集団感染の原因になることがあります。感染症の疑いや重症化の予防のために受診をお願いします。

●下痢、嘔吐後の登園の時期（下記の項目を満たしていること）



感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎、お腹の風邪）の原因ウイルスはノロウイルスやロタウイルス以外にも様々です。集団生活である保育園では、排泄の介助を要する乳児やトイレの共有などにより、感染が広がりやすい状況です。保育園においても感染拡大予防に努めておりますが、ご家庭のご理解ご協力をお願いします。

保育園で、下痢や嘔吐の症状あり衣類や寝具が汚染した場合は、感染予防のためにそのまま返却いたします。ご自宅にて、0.02%の塩素（ハイター等）に60分間つけての消毒か、85℃以上の熱湯を1分以上かけての消毒をしていただきますようお願いいたします。

お友達が原因で汚染してしまった場合は、個別にご連絡をいたします。

- ⑧ 体調不良後の登園は、保育園での通常の生活が皆と一緒にできるようになってからお願いします。保育園では安静に過ごすことはできません。安静が必要な場合は、ご自宅での安静をお願いします。
- ⑨ いつもと違う症状（咳、鼻汁、発疹、蕁麻疹、おむつかぶれ等）があり、医師の診断が必要と判断した場合は、受診をお願いすることがあります。ご協力をお願いします。
- ⑩ 保育中の健康面での変化が認められた場合、動画や写真で記録をさせて頂くことがあります。（例：けいれん発作、病気を疑うような通常と違う発疹、排便の性状など）医師などの専門家の診察の為にみせることがあります。また、保護者の方へのご連絡に使用させていただきます。それらの目的以外に使用することはありません。
- ⑩ 保育園では、健康促進と事故予防の両面から、薄着を推奨しています。薄着で過ごすことで寒暖を感じ、体温を調節する自律神経の発達を促すことができます。
- ※室内は、冬 20～23℃ 夏 26～28℃ の適温を目安に設定しております。

厚着になると、動きが制限されて動きにくくなり、事故の原因になることがあります。

子どもは、体表面積に対して毛根が密集しているため、汗をかきやすい、新陳代謝が激しい、不感蒸泄も多いなどの理由により、大人より1枚薄着が推奨されています。

室内での、裏起毛やトレーナー、また戸外でもダウンジャケット等は、お控えください。

ズボンや袖口が長すぎると、歩きにくく手先が上手く動かせない、転倒などのリスクが生じ、危険があります。袖や裾が長い場合は、縫い付けてください。

厚手のものを着るより、肌着と重ね着するほうが、暖かさが保てます。

子ども達は、次の段階へ成長するために日々チャレンジを繰り返しながら、自分が出来る事と出来ない事などの程度を学んでいきます。保育園は、様々なことを試し、興味を広げ、成長していく場所です。日々の活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ、骨折等も含む）や、特に3歳未満児においては、自分の思いの表現方法として、子ども同士のかかわり合いに伴う“噛みつき”“ひっかき”“けんか”などは起こります。『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』（内閣府、2016年3月）の前文にも、「日々の教育・保育においては、乳幼児の主体的な活動を尊重し、支援する必要があり、子どもが成長していく過程で怪我が一切発生しないことは現実的には考えにくいものです。そうした中で、施設・事業所における事故（以下「事故」といいます。）、特に、死亡や重篤な事故とならないよう予防と事故後の適切な対応を行うことが重要です。」と書かれています。また、保育者の職務は子どもとかかわることで育ちを促すことであり、子ども1人に保育者1人がついていてはなりません。ケガを予防できないことも多々あり、子どものケガが起こる状況すべてを常時、保育者が見ているわけでもありません。保育園として最善を尽くしますので、ご理解ください。

ケガの時の対応

- ① 基本的に医薬品は使用しません。擦り傷などの場合は、洗浄した後ワセリン塗布しバンドエイドなどで保護をさせていただきます。（部位により、また乳児で剥がしてしまい誤飲の可能性が在る場合は、バンドエイド保護ができない場合もあります）入浴時には、一度テープを外してきれいに患部を洗浄してください。また、同様の処置をしていただきますと、傷が早く治ります。化膿している場合は、受診が必要になります。
- ② 打撲の場合は冷却し、皮下出血や腫脹を最小限に抑えるように心がけます。受診が必要と判断した場合は、保護者の方にご連絡させていただきます。
- ③ 顔の痕が残りそうな怪我などは、受診し丁寧に処置をしてもらう方が良い場合があります。その場合は、保護者の方にご連絡の上、受診させていただきます。（患部の写真を撮らせていただきます）
- ④ 救急車要請が必要と判断した場合は、保育園から救急車要請をします。その後、保護者の方にもご連絡いたします。連絡先を記入していただく健康個人票は承諾書も兼ねておりますので、サインをお願いします。

保育園の事故予防など

- ① 給食の異物混入、アレルギー児の誤食等が起こらないように、努力しております。しかし、新鮮な食材を使って限られた時間の間に複数の種類の食事を調理していますので、人的ミスを全くなくすることは不可能です。これらを絶対に起こらないとお約束することはできない点をご了承ください。
- ② 食物アレルギーの症状発症防止の点から、保育園内に食物を持ち込むことをご遠慮ください。（服や口周りに、食べたものが付着していることも避けてください。）

- ③ 誤嚥事故や、他の園児の食物アレルギーの症状発症防止から、食べ物を口の中に入れながらの登園は、お控えください。
- ④ 子ども衣類に関して、ご協力をお願いします。

- ・フードのないもの
- ・糸付きのボタンがないもの
- ・ひものないもの
- ・引っ張られたり、引っかかったりするような飾りのないもの

子どもの発達等について

子ども達は、日々体も心、そして脳も発達しています。保育園においても、日々の保育の中で子どもの発達に関しては観察しております。集団生活の中に気づきは、お子様の育ちと将来に深くかかわることも多々あります。

- ① 行政で行う1歳半健診、3歳児健診は必ず受けて報告をしてください。専門家が保育園とは違う目線で子どもの発達を見てくれます。また、保護者の方へ適切なアドバイスをしてくれます
- ② 成長や発達に関する保育園での気づきは、保護者の方へお伝えします。どんな変化であれ、必要な対応をすることがお子様の将来の良い結果につながります。
- ③ 言葉で説明することが難しい場合、必要に応じてお子様の様子をビデオで撮影することがあります、映像は、保育士が対応の検討をする目的と、保護者の方と行政の発達支援担当者に見せる目的のみに使用し、ほかの目的には使用しません。
- ④ おむつ、パンツの貸し出しについて
保育中にオムツやパンツが足りなくなった場合は、保育園で用意しているものをお貸しします。返却には、新品のものをご用意ください。おむつも名前を書かないで担任にお渡しください。
- ⑤ 雨天のために、長ぐつ等を履いて登園し、園庭遊びや天候の回復により園外へお散歩に行く場合は、常備しております、避難靴をお貸しして活動を行う場合があります。保育園の靴を使用した場合は、洗って乾かしてから、返却をお願いします。

医療的なケアが必要な場合について

保育園では、さまざまな子どもが過ごしています。中には、医療的なケアが必要な子どもをお預かりすることもあります。

- ① 医療的ケアが必要な場合は、大田区の担当課と保育園に、ケアが必要なすべての情報提供をお願いします。担当医の診断書等と共にご提出ください。

登 園 届 [保護者記入]

丸子ベビー保育園長

園児氏名

生年月日 年 月 日生

医療機関名 (年 月 日受診) において

病 名 と診断されました。

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と医師に判断されましたので

年 月 日 より登園いたします。

年 月 日 保護者名

裏面にある感染症にかかった後の登園の際には、上記の登園届の提出をお願いいたします。

なお、以下の①の場合には、医師の診断書（有料）の提出をお願いします。

②の場合には、お子さんの早期回復と集団での感染拡大を防ぐために、登園を控えていただくこともありますので、ご了承ください。

- ① 裏面の「登園のめやす」期間が終了しないうちに登園可能と医師に診断され、保護者が登園を希望する場合
- ② 子どもの全身症状が良好でなく、施設長または施設長に準じる者が集団生活に支障があると判断する場合

○感染症にかかった後の登園について

保育園は乳幼児が集団で長時間生活をする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園しましょう。

登園届の提出が必要な感染症の一覧を裏面に記載しています。

○登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
新型コロナウイルス	発症前2日間より7日後くらい	発症した後7日経過し、かつ症状改善後丸1日経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児にあっては、3日経過していること）
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂痂（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂痂（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染のおそれがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと※
ウイルス性胃腸炎	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
細気管支炎 （RSウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス感染症 等）	呼吸器症状のある間	全身状態が良いこと※
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと※
伝染性膿痂疹（とびひ）	効果的治療開始後24時間まで	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が被覆していること
単純ヘルペス感染症	—	医師により感染の恐れがないと認められていること 口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであればマスクなどして登園可能。

※ 「全身状態が良い」とは、「熱や主な症状がなく、機嫌がよく普段の食事がとれること」を言います。

注1：登園のめやす期間は、発症日、解熱日とも当日を0とし、翌日を1日目と起算します